

ブラテア=ひろば

PLATEA

2015.1.1 第60号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西10丁目第3有楽・寺島ビル7F



冬の牧場（美瑛町）

**新年明けまして
おめでとうございます。**

昨年11月16日、沖縄知事選で、辺野古基地建設反対の翁長雄志さんが、「歴史を動かすような」勝利をおさめた。沖縄の心が放った矢が日本政府の心臓を射た。

一方、安倍首相は、姑息で卑劣にも、支持率が下がらないうちに、野党の選挙準備が整わないうちにと衆議院を解散した。結果は自公の議席は公示前と同じ。

この選挙で問われたものは、安倍首相が強権的にすすめてきた「戦争する国」路線の是非である。しかし、安倍首相は、選挙期間中、これを争点として国民に語ることにはなかった。有権者に対する背信行為である。

この選挙で国民が、安倍首相に白紙委任をしたわけではない。立憲主義を理解できない安倍首相による憲法の拡大解釈を認めたことでもない。

安倍首相は、信任を得たとして、集団的自衛権行使への法整備、米軍と地球規模で戦争するガイドライン作り、国防軍創設を含めた戦前型の国家を作る改憲案制定を一気にすすめてくるだろう。

民主的なワイマール憲法のもとでナチス独裁が実現した歴史的事実を思い出すべきである。

私たちが黙しては彼らの思うつばである。

2015年元旦

たかさき法律事務所一同

白紙委任 ではない

弁護士 高崎 裕子

安倍首相は、「先に延ばせば延ばすほど追いつめられる」と不意打ち解散・総選挙に打って出たが、安倍首相は選挙の争点を経済政策「アベノミクス」に絞り込み、道半ばだ、景気回復のために「この道しかない」と国民に期待感を煽った。

■しかし、有権者の約半数が選挙に背を向けたのだ。

■衆院選の投票率は、戦後最低の52%台。自民党は4議席減らし、自公与党で公示前と同数の326議席であった。自民党は小選挙区で24%の得票で75%の議席を獲得した。多数の死票を生み民意をゆがめる小選挙区制の問題が改めて鮮明となった。

■安倍政権は発足から約2年の間に、「大企業が世界で一番活動しやすい国」にするとしたアベノミクスは大企業・富裕層を優遇し、格差拡大と景気を悪化させ、集団的自衛権行使⇨海外で戦争する国づくり、原発再稼働、消費税10%増税などあらゆる分野で主権者である国民無視の暴走を重ね、国民の怒りと不安が大きく広がった。その中で、

その背後には、悲鳴と怒りをあげる多くの国民の批判が渦巻いている。選挙期間中、安倍首相は集団的自衛権の問題や原発再稼働について争点にできなかった。しかし、保守・革新の枠を越えた「オール沖縄」の力で辺野古新基地を許さない翁長新知事を誕生させた沖縄では、自民党は小選挙区で全敗した。川内原発がある鹿児島3区でも自民党は敗れた。そして、安倍政権の暴走と正面から対決した立場を貫いた政党が躍進した。これらの事実切実な民意が示されているといえよう。

■安倍首相は選挙結果が出るや「理解が得られた」と強調し、選挙で争点化を避けた憲法改正問題、安全保障政策

の転換、原発再稼働等を加速させようとしている。しかし国民は、安倍政権に白紙委任したのではない。安倍政権と国民との矛盾は、安倍政権がこの2年間の暴走を止めない限り拡大していくことは必至だ。

■我が国は戦後約70年、日本国の名において海外で誰一人をも殺していない。集団的自衛権の行使は、国民がこの70年の間に築き上げた平和国家としての「財産」を捨てることに他ならない。若者の血を流し、殺し、殺され、親を亡くし、子を失う戦争の惨禍に苦しむのは誰でもない私たち生身の国民だ。

私たちは戦後最大の分岐点に立っているといえる。

安倍政権の暴走を止め、平和の中で人間らしく生き、暮らしたいとの切実な願いを実現するために、一人ひとりの国民が安倍政権を監視し、声を上げ続けることが求められている。





朝日新聞は、昨年8月、「慰安婦問題を考える」特集で、「吉田証言（※）」は虚偽だと判断し記事を取り消します」との記事を掲載した。

これをきっかけに、一部右派メディア、過去の侵略戦争を肯定・美化する「靖国」派の政治勢力が一体となって、「国賊」「売国奴」などと異常な「朝日バッシング」をはじめた。これは、朝日新聞社だけの問題ではなく、「言論の自由」をジャーナリズム自らが崩壊させる危機的な状況である。

さらに、「吉田証言」が虚偽であった以上、河野談話などにおける慰安婦が強制連行されたとの主張の根幹はもはや崩れた（産経新聞）などと、「河野談話」への攻撃も強まっている。

「河野談話」とは、93年8月、宮沢内閣の河野洋平官房長官が、「慰安所」の設置に軍の関与、「慰安婦」の存在、本人の意思に反していた（強制性あり）など5つの事実を認定し、政府として

謝罪したものである。それに對し、強制連行の証拠がない、聞き取り調査に裏付けがないと攻撃する。

強制連行を命じた日本側公文書が存在しないことは不思議ではない。そもそも当時から強制連行は国際法違反の犯罪であり、これを命令する公文書を作成するはずはないし、仮にあったとしても、敗戦を前に、戦争責任回避のため、他の戦争犯罪につながる資料と共に廃棄されたと考えられる。

「河野談話」は「吉田証言」を認定の根拠としておらず、

「慰安婦」とされた16人の聞き取り調査、外国の公文書等から認定し、その後も最高裁判所で認定され、国内外529点に及ぶ公文書等が発見されている。

「慰安婦」問題について、「河野談話」を否定し、「慰安婦」問題自体がなかったことにしたい動きは、これを認めたことが、

北星学園大学問題

弁護士 島田 度

元朝日新聞記者で「従軍慰安婦」記事に関わった非常勤講師を退職に追い込む内容の悪質な脅迫状が、北星学園大学に届いた。ネット上では、講師の長女の写真が実名入りでさらされ、「自殺に追い込むしかない」といった書き込みすらなされている。

言論を脅しと暴力で押しつぶそうという巨大な悪意の渦が、日本を覆っている。

こうした流れを止めるべく、学者や弁護士らが呼びかけ人となって、「負けるな！北星の会」（通称：マケルナ会）が結成された。

また、北星大への脅迫に対し、全国の弁護士380人が、札幌地検に刑事告発した。

言論の自由の灯火を守るため、マケルナ会の活動にご理解とご協力をお願いします。

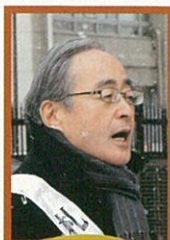


刑事告発後の記者会見

世界中で日本は「性奴隷制」を設けた国として恥をさらすことになったというもので、その論者の最右翼が安倍首相だ。しかし歴史の事実をゆがめることが国内外において、日本の評価を下げることになる。戦後70年を迎える今こそきちんと事実と向き合い謝罪すべきである。

※「吉田証言」…43年5月、軍の命令を受け韓国済州島で暴力的に女性を強制連行し慰安婦としたとの吉田清治氏の証言。

5年もくします



弁護士
高崎 暢

12月10日、秘密保護法が施行された。それと根っこがつながる集団的自衛権行使容認の閣議決定。「アベノミクス解散」などと訳のわからないネーミングを持ち出しての総選挙。しかし、「戦争する国づくり」を、安倍首相に白紙委任していない。今、日本はかつてなかった転換期にある。私は、平和憲法とともに生きてきた世代のひとりである。9条を守ること、平和な社会を作ること生き方の根本に置いてきた。これからも変えることなく生きていきたいと強く思う。



弁護士
高崎 裕子

弁護士会推薦で、札幌家裁の調停委員となつて12年。昨年から日本調停協会連合会副理事長となり、民事・家事を問わず、調停が当事者にとってさらに公正で信頼で

きる紛争解決の制度として機能するため今何が求められるか等、全国的な視野に立つて考えさせられた学びの一年でした。

10月には第60回全国家事調停委員懇談会が広島で開催され、20数年ぶりに広島を訪れました。両親の離婚により一方の親と離れることになる子どもたちが笑顔を取り戻すために何ができるか、面会交流の在り方など考えさせられました。日程終了後、娘と合流して平和記念資料館を見学。外国人の見学者が多いだけでなく、皆熱心に見入ったり涙ぐんでいる姿に、ノーモア被爆者、ノーモアウオーは世界の人々の共通の切実な願いであることに改めて胸を打たれました。また初めて宮島を訪ね、ロープウェイから見る瀬戸内海の島々と海の光に心癒されました。



弁護士
島田 度

おかげさまで、昨年9月上旬、無事結婚披露宴を行うことができました。

新郎がデレデレしすぎという苦情(多数)に目をつぶれば、ほかは概ね好評でした。ご来場いただいた皆様、ありがとうございました。

新郎挨拶でも申し上げたとおり、人に恵まれた人生であることを感謝しつつ、少しでも皆様に御恩返しをしていければと思っておりますので、これからもよろしく願っています。



弁護士
高橋 健太

例年、11月・12月は、他の月より多く示談や和解が成立します。12月31日と1月1日は、暦上は1日の違いでも、人の心には特別な意味があるのだなあと感じさせられます。私は、普段、妻に「〇日までやる」と言ったことを忘れて怒られると、「時間や暦は所詮人が作ったものに過ぎないし、本当に今日は〇日なのかねえ」と言ってしまう(誤魔化ししてみたりします(誤魔化しされてない?))。でも、そんな私も1月1日になるとやっぱり気分は一新されます。皆様、今年もよろしくお願い致します。



弁護士
皆川 洋美

甥っ子に、クリスマスプレゼントとしてゲーム機本体を買い与えました。その時、いくつか遊ぶときの約束をして、約束を守ることが出来なかったときは、すぐ私が取り上げるようになりました。

一方、国が憲法を守ることが出来なかったときには、もはやそう簡単に議席を取り上げることはできません。

いわんや、守るつもりがなかったときにも。甥っ子の、「自分で約束するんだから守るもん。」という言葉の重みを感じた冬です。

NEWFACE



弁護士

小池 千尋

大阪で裁判員裁判の研修を受けてきました。各地から刑事弁護に熱心な弁護士が集まっており、刺激を受け、色々と実践を試みたいという気持ちになりました。また、冬の大阪で美味しいものを食べて、頑張る英気を養ってきました。裁判員裁判がはじまって5年。賛否両論ありますが、それが



弁護士 小野 裕貴

はじめまして。この度、たかさき法律事務所で弁護士としてのスタートを切らせていただくことになりました。小野裕貴と申します。

ここまで決して平坦な道ではありませんでした。たかさんの人に支えられてきたおかげで、無事弁護士として仕事ができることになりました。これまでお世話になった方々への感謝の気持ちを忘れずに、これから、自分のできる限りの力で、多くの人々へ安心と納得を与えられるような弁護士になりたいと考えています。まだまだ未熟者ではございますが、諸先輩方を目標に、一つ一つの案件に真剣に取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士

瀬戸 悠介

あることを前提に、弁護側がわかりにくいなどという裁判員経験者の声を真摯に受け止めて、今ある事件に向き合わなくてはと思っています。

今年の秋に行きつけのケーキ屋さんの店主から、病気で倒れたのでお店を休みますと連絡がありました。もう店主と話しながらケーキを食べられる至福の時間がなくなるのかと不安で堪りませんでした。幸いにも店主の方はすぐに回復してはつとしました。改憲と世間では騒がれていますが、日本の誇る平和憲法が無くなってしまうってからは、手遅れなので、主権者の一人として頑張らなければならないと思います。ちなみに、

心から歓迎します

弁護士 高崎 暢

入所を心から歓迎する。新人のフレッシュさは、先輩弁護士や職員をちょっぴり緊張させ、刺激を与える。私は、この緊張と刺激がたまらなく好きだ。

君は、いま大きな夢をもって、スタートラインに立っている。その初心を忘れないで、その夢の実現のために日々努力を重ねて欲しい。

安倍政権は、戦争する国へと大きくカジを切った。貧困と格差の拡大で、人間らしく生きることすら困難である。弁護士として、一人の人間として、この問題に向き合って欲しい。本質を見ぬいて、時代の流れに抗う、情熱と行動力をもつ弁護士として成長して欲しい。大きく羽ばたくことを期待する。



弁護士

渡部 敏広

早いもので、弁護士になって1年が経過しました。この1年だけでも、多くの方々と関わる中で、非常に多くのことを学ぶことができました。もともと色んなことを吸収して、困っている方々のために、少しでも役立てることができればと思います。

ところで、健康診断を受けたら、お酒の関係でいくつか引かかりました。しかし、お酒は百薬の長。楽しくお酒を飲んで健康改善を図ります。今シーズンはスキーにも行きたいです。

昨年の忘年会はケーキを2ホール注文し、友人3人で食べきりました！

広島原水爆禁止 2014年世界大会の報告

弁護士 瀬戸 悠介

昨年8月3日から7日まで、広島で開催された原水爆禁止2014年世界大会に参加しました。国連軍縮問題担当上級代表であるアンゲラ・ケイン氏をはじめ、海外の政府・国際機関代表も数多く参加するなど、大会は盛況でした。

私自身は、碑巡りの分科会に参加し、原爆ドームや記念館を見ってきました。事前に、講師の方から原爆について科学的な説明を受けていましたので、原爆がどれほどの熱量で、何故原爆ドームがこのような形で残ったのかを知り、原爆のおそろしさを追体験することができました。

閉会式では、国際機関の代表や各団体が核兵器の廃絶に向けてアピールを行い、参加した全員で世界平和に向けて努力することを誓い合いました。



た。私自身も平和を願うだけでなく、平和を守るために行動をしなければならぬと強く感じました。

司法修習生 給費制廃止 違憲訴訟

弁護士 渡部 敏広



提訴時、札幌地裁前で

昨年10月22日、66期司法修習生給費制廃止違憲訴訟（北海道訴訟）が、東京、熊本に続いて提起されました。札幌で登録をした弁護士のうち、私を含む11名（2割を超えます。）が原告です。北海道訴訟弁護団長は当事務所の高崎暢弁護士です。

国は、司法を支える法曹として相應しい素養と人権感覚を備えた人材としての司法修習生を養成する義務があります。この訴訟は、兼業が禁止され、

修習専念義務を負う司法修習生に対し、国が給費制を廃止し貸与制にしたことは憲法に違反するとして、国を相手に訴えるものです。

また、この訴訟は、経済的な理由から法曹の道を諦める人が出て欲しくないという原告の思いを訴える裁判でもあります。

第一回口頭弁論期日は、1月29日（木）午後2時から、札幌地裁で開かれます。ぜひ、傍聴に来て下さい。今後ともご支援の程よろしくお願い致します。

11.20 9条の会全道集会 全道各地から900人集う

弁護士 高崎 暢

昨年11月20日、「集団的自衛権閣議決定撤回を求める全道集会」が開かれた。実行委員会には、「たかさき法律事務所9条の会」も参加した。集会は、立憲主義を否定し、憲法9条を破壊する「閣議決定」の撤回、それにもとづく関連法案を絶対に認めないことを誓う集会となった。

過労死を考える 市民集会

過労死等防止対策
推進法の施行にあたって

弁護士 皆川 洋美

昨年月22日、全国過労死を考える家族の会代表である寺西笑子さんをお迎えしての市民集会を開催しました。

この市民集会は、過労死等防止対策推進法の施行にあたり、全国各地で実施されたもののひとつで、同法に謳われた国・自治体の責務として、北海道労働局や北海道の後援を得て実施したものです。

寺西さんが遺族として悲しみを乗り越え、また同法の制定に向けて家族会の方々と共に活動してきた歴史や、遺族の息子さん

の書いた文章には、いつも胸を締め付けられ、そして、気持ちを新たにさせられます。

同法を実効的なものとするため、北海道の家族会等



記念講演をする寺西さん

との連携を深め、具体的な活動を始めていきたいと考えています。

いつか、過労死問題研究会や過労死防止全国センターのような団体がなくなくなる日を願って、今後の過労死問題への取組みを続けていく所存です。

いちえふ弁護士

弁護士 高橋 健太

皆さん、「いちえふ」という言葉を聞いたことはありませんか？ これは福島第一原子力発電所を指します。現在、我々は、「いちえふ」の作業員の労災事故に取り組んでいます。この方は、平成23年7月から、「いちえふ」の復旧作業に従事しました。時には、線量計を外して作業を行うこともありました。業務の終了から約11か月後、癌が見つかり、更にその後、約1年の間に2つの癌が発症しました。転移ではなく、ほぼ同時期に体内の複数箇所です癌が発生することは通常ないとされ、被ばくの影響が強く疑われます。しかし、現在の厚労省の労災認定の判断基準を形式的に適用すると、潜伏期間（被ばくから発症までの期間）、被ばく線量等の関係から、労災認定されない可能性があります。我々は、福島第一原発における作業実態などから、医師の協力を得て、判断基準を形式的に適用させないように全力をあげています。そして、

原爆訴訟の経験を生かして、原発の危険性を社会に正しく発信したいと思えます。

逆転勝訴確定

最高裁が上告不受理

弁護士 高崎 暢

臨床検査技師（22歳）の自死訴訟で、地裁は、「精神疾患の発症を予測するのは困難」として遺族の請求を棄却したが、札幌高裁で、「予見可能性について」うつ病等の精神障害を発症していたこととの具体的認識等は要しない」として逆転勝訴（2013年11月21日）。昨年10月末、最高裁は上告を受理しないと決定。逆転勝訴判決が確定した。

タクシー会社に

最低賃金を守らせる

弁護士 瀬戸 悠介

タクシー運転手5名が、最低賃金とそれに基づく適正賃金を、会社に請求したところ、会社は、彼らを雇い止めしてきた。その後、雇い止めを撤回させ、最低賃金に基づく適正賃金を払わせました。今どき、最賃を守らない会社があるとは驚きでした。



原発賠償訴訟

弁護士 島田 度

福島第一原発事故から4年近くが経ちますが、原発事故により北海道での避難生活を継続している方々は、今もなお3000名近くにのぼります。

原発事故損害賠償・北海道訴訟は、こういった避難者の方々とその御家族が原告となり、東京電力・国の責任を問うている裁判です。

今回の口頭弁論期日は、3月10日（火）の午前10時30分。忘れがたい3.11から、ちょうど4年後の期日となりました。

節目の日であり、また裁判も佳境に入っていますので、充実した口頭弁論期日となることが見込まれます。

この裁判の原告のほとんどは、北海道に地縁も血縁もない方々です。長い裁判を闘い抜くには、北海道の皆さんの支えがどうしても必要です。

震災を、そして原発事故を風化させないためにも、一人でも多くの方が傍聴に来てくださることをお願いいたします。



2013年6月、提訴後の記者会見

事務局から一言

昨年亡くなった作家の渡辺淳一氏の書籍名で、2007年流行語大賞に選ばれた「鈍感力」という言葉があります。人生に鈍感力は有益ですが、政治や社会をみる時には、鋭い敏感力が必要だと思います。ブラック企業根絶や社会の弱い立場の人の権利擁護に奮闘する当事務所の弁護士の活動をこれからも支えて参ります。今年もよろしく願い致します。



編集後記

2015年新春号をお届けします。新人弁護士を1名迎え、皆様に充実した法的サービスを提供できるよう、事務所一同頑張ります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。（瀬戸）

初回無料相談が好評です

初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。

2回目以降の相談については、1時間5250円（税込）です。

一定の資力要件を満たす方は、法テラスの無料の法律相談が可能ですので、お気軽にご相談ください。

*** 即日相談...** その日のうちに相談を希望される方に、平日午後3時から7時まで、ご相談に応じます。

*** 休日相談...** 土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます（一部、対応できない日もあります）。平日に事前予約をお願いします。

即日・休日
相談も好評

相談受付電話番号

011-261-7738

（平日午前9時15分から午後5時30分まで）
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP : <http://www.law-takasaki.com/>